

## 主要な都道府県の条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較

(1)

比較項目	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
根拠条例	生活環境保全条例 (平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号)	都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 (平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)	生活環境の保全等に関する条例 (平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) (平成 16 年 3 月 30 日条例第 22 号一部改正)	県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号)
指針の名称、趣旨 及び 制定根拠	特定化学物質管理指針(平成 14 年 3 月 29 日告示第 612 号)  〔特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針〕 制定根拠 : 条例第 7 2 条第 1 項	化学物質適正管理指針(平成 13 年 9 月 28 日告示第 1181 号)  〔放射性物質を除く元素及び化合物(以下「化学物質」という。)を取り扱う事業者による化学物質の管理の適正化、環境への排出の抑制、有害性の少ない代替物質への転換及び事故の防止(以下「化学物質の適正管理」という。)等の確保を図るため、当該事業者が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等を示した指針〕 制定根拠 : 条例第 1 0 8 条第 1 項	化学物質の適正な管理に関する指針(平成 17 年 1 月 14 日告示第 12 号)  〔事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するための指針〕 制定根拠 : 条例第 4 0 条  化学物質の安全性影響度の評価に関する指針(平成 17 年 1 月 14 日告示第 13 号)  〔指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減の取組を支援するための指針〕 制定根拠 : 条例第 4 0 条の 3	化学物質適正管理指針(平成 15 年 8 月 22 日告示第 664 号)  〔化学物質(元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。))をいう。以下同じ。)を業として取り扱う者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針〕 制定根拠 : 条例第 6 7 条
対象化学物質	特定化学物質 4 9 9 物質 ・ 第一種指定化学物質 3 5 4 物質 ・ 第二種指定化学物質 8 1 物質 ・ 規則で定めるもの 6 4 物質 化学物質(放射性物質を除く元素及び化合物をいう。)のうち人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるもの 特定化学物質を 1 % (特定第一種指定化学物質は 0.1 %) 以上含む製品 「特定化学物質等」と総称	放射性物質を除く元素及び化合物  届出等の対象は、適正管理化学物質を 100 kg 以上使用する者 適正管理化学物質 5 8 物質 ・ 5 8 物質中 4 0 物質は、第一種指定化学物質に該当  〔これとは別に、排出基準の設定による「有害ガス」の規制が有 : 対象物質は、弗素及びその化合物等 4 3 物質(うち、4 1 物質は適正管理化学物質と同じ)〔条例第 6 8 条、別表第七の三号の〕〕	評価対象物質 4 3 5 物質 ・ 第一種指定化学物質 3 5 4 物質 ・ 第二種指定化学物質 8 1 物質	特定化学物質等 3 5 4 物質 ・ 第一種指定化学物質 3 5 4 物質
指針の対象者	特定化学物質等を業として取り扱う者	化学物質(放射性物質を除く元素及び化合物)を取り扱う事業者	化学物質の適正な管理に関する指針 事業者  化学物質の安全性影響度の評価に関する指針 第一種指定化学物質等取扱事業者	化学物質を業として取り扱う者
指針の構成 (章立て)	第 1 趣旨 第 2 特定化学物質等の適正管理の方法に関する事項 1 管理の体系化 (1) 基本方針 (2) 管理計画 (3) 管理計画の実施	1 目的 2 化学物質の使用量等の把握 (1) 化学物質の使用量等の把握 (2) 化学物質の使用量等の算出方法 3 化学物質の適正管理 (1) 化学物質の取扱状況の調査及び整理 (2) 化学物質の取扱工程の内容	化学物質の適正な管理に関する指針 1 事業所における適正管理事項 (1) 管理体制の整備 ア 管理組織の整備 イ 管理規程類の整備 ウ 環境の保全に関する研修の実施 エ 事業所内の表示事項	1 目的 2 管理の方法 (1) 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握 ア 年間取扱量 イ 年間排出量及び年間移動量 (2) 情報の収集

主要な都道府県の条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較

比較項目	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
指針の構成 (章立て)	(4) 管理の状況の評価及び基本方針等の見直し 2 適正管理のための情報の収集、整理等 (1) 特定化学物質等の取扱状況の把握 (2) 特定化学物質の取扱量の把握に関する事項 (3) 特定化学物質等の性状等の把握 (4) 特定化学物質等の適正管理に関する情報の収集 3 管理対策の実施 (1) 設備点検等の実施 (2) 特定化学物質を含有する廃棄物の管理 (3) 設備の改善等による排出の抑制 第3 特定化学物質等の回収、再利用その他の使用の合理化に関する事項 1 特定化学物質等の使用の合理化に関する取組 2 特定化学物質等の使用の合理化対策 第4 特定化学物質等の取扱いに関する県民の理解の増進に関する事項 1 体制の整備 2 情報の提供等 3 県民の理解を増進するための人材の育成 第5 事故の防止対策に関する事項 1 事故の防止対策 2 事故処理マニュアルの整備等 3 事故発生時の対応 第6 ISO14001による環境管理システム等との関係 第7 手順書の作成に関する事項	(3) 化学物質の管理方法等 ア 排出を防止する設備等の内容及び保守管理 イ 排出状況の監視の方法 ウ 化学物質の使用合理化等排出削減に関する取組方法 エ 有害性の少ない代替物質への転換 オ 適正管理に関する規程の整備 (4) 事故時等の対応 ア 事故の防止対策 イ 事故処理マニュアルの整備等 (5) 管理組織 ア 管理組織の設置 イ 管理組織の業務内容 ウ 管理組織図 (6) 従業員への教育及び訓練の実施	(2) 県民の理解の増進に関する事項 ア 情報の提供 イ 人材の育成 (3) 情報の収集及び整理 ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価 イ 新規導入化学物質等の危険性及び有害性等の評価 ウ 受入れ、保管、使用、製造の量及び方法の把握 (4) 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用 ア 技術情報の収集 イ 工程管理対策 (5) 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用 ア 技術情報の収集 イ 化学物質の排出処理対策 (6) 自己監視及び自己測定 ア 環境中への排出の量及び方法の把握 イ 環境汚染の実態把握 2 災害及び事故対策の実施 (1) 未然防止対策 ア 施設及び設備等の整備 イ 事故体制の整備 (2) 災害及び事故の対応 ア 関係機関への通報 イ 県民への情報の提供 3 化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理 (1) 廃棄の量及び方法の把握 (2) 化学物質を含む廃棄物の管理事項 ア 廃棄物の発生抑制 イ 廃棄物の保管 ウ 廃棄物の適正処理	ア 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の性状、取扱上の注意事項、適用法令等 イ 排出抑制等に関する技術情報 (3) 管理方針及び管理計画 ア 管理方針 イ 管理計画 (4) 排出防止対策 ア 取扱施設の適正な保守管理 イ 取扱施設からの排出抑制措置 ウ 代替化学物質への転換の検討 (5) 管理組織 ア 管理責任者及び担当者の選任 (ア) 管理責任者 (イ) 担当者 イ 管理責任者及び担当者の役割 (ア) 管理責任者の役割 (イ) 各担当者の役割 ウ 教育及び訓練 3 事故の予防及び事故発生時の措置 (1) 事故予防対策 ア 取扱化学物質の危険性の周知 イ 取扱施設の保守管理 ウ 取扱施設の整備及び改良 エ 連絡体制の整備 オ 避難体制の整備 カ 応急措置体制の整備 キ 事故対応マニュアルの作成 ク 訓練の実施 (2) 事故発生時の措置 ア 被災状況の確認及び人命の救助 イ 事故発生時の応急措置及び通報 ウ 周辺住民への連絡 エ 流出防止等の措置 4 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供 (1) 組織の整備

主要な都道府県の条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較

比較項目	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
指針の構成 ( 章立て )			化学物質の安全性影響度の評価に関する指針 1 化学物質の安全性影響度の評価の対象事業所等 (1) 対象事業所 (2) 評価の対象となる原材料等 (3) 評価対象物質に関する情報の収集 2 評価対象物質の安全性影響度の評価 (1) 安全性影響度の評価 (2) 評価対象物質の年間取扱量及び保管量の把握 (3) 評価対象物質の年間排出量の算出 (4) 指定事業所のランク付け ア ランク付けの考え方 イ 「人の健康への影響」及び「生態系への影響」に基づいた有害性評価 ウ ランク付けの方法 (5) 指定事業所の安全性影響度の評価方法と活用 ア 安全性影響度の評価方法 イ 安全性影響度の評価結果の活用 3 安全性影響度の低減対策 (1) 目標対策 (2) 評価対象物質管理目標の作成と実施 ア 評価対象物質管理目標の作成 イ 評価対象物質管理目標の実施 (3) 県民への情報提供 ( 管理目標の内容及びその達成状況 ) 4 留意事項 (1) 日本工業規格(以下「規格」という。) Q14001による環境目的及び環境目標との関係 (2) 化学物質の適正な管理に関する指針との関係	(2) 情報の提供 5 ISO14001による環境管理システムとの関係 6 特定化学物質等管理書の作成

主要な都道府県の条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較

(4)

比較項目	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
化学物質の使用量等の報告	<p>対象物質：特定化学物質(499物質) (条例第71条)</p> <p>対象事業所：法該当の23業種 常時使用する従業員数が 21人以上 いずれかの特定化学物質 の取扱量が500 kg以上 (条例第74条第2項)</p> <p>報告項目：事業所毎、特定化学物質毎 の取扱量(使用量、製造量、 取り扱う量) (条例第74条第2項)</p> <p>報告期限：6月末日 (条例第74条第2項)</p> <p>罰則規定：5万円以下の過料 (条例第135条)</p>	<p>対象物質：適正管理化学物質 (58物質)</p> <p>対象事業所：いずれかの適正管理化学物 質の取扱量が100 kg以上で ある事業所</p> <p>報告項目：取扱量が100 kg以上であつ た適正管理化学物質の使用 目的、使用量、製造量、製 品としての出荷量、環境へ の排出量及び移動量</p> <p>報告期限：6月末日 (条例第110条第1項)</p> <p>罰則規定：科料 (条例第163条)</p>	<p>対象物質：第一種指定化学物質 (354物質)</p> <p>対象事業所：法の第一種指定化学物質等 取扱事業者</p> <p>報告項目：化学物質の取扱量・用途、 環境への排出量及び廃棄 物としての移動量及び化 学物質管理目標としての 指標となる項目 指標項目の達成目標及び 達成までの予定期間並び に達成目標を実現するた めの取組内容(初回) 指標項目の達成状況及び 取り組んだ内容(2回目 以降)</p> <p>報告期限：6月末日 (条例第42条第1項及び第2項)</p> <p>罰則規定：なし</p>	<p>対象物質：特定化学物質(354物質)</p> <p>対象事業所：特定化学物質等取扱事業所 (=法の第一種指定化学物 質等取扱事業者の該当事業 所)</p> <p>届出項目：特定化学物質の取扱量</p> <p>届出期限：6月末日 (条例第68条第2項)</p> <p>罰則規定：3万円以下の過料 (条例第115条)</p>
化学物質の使用量等の公表	<p>実施主体：県</p> <p>公表内容：特定化学物質の取扱量等の 地域別集計結果 (条例第74条第3項)</p>	(規定なし)	<p>実施主体：県</p> <p>公表内容：「化学物質の使用量等の報 告」の欄の報告内容の各項 目の内容をとりまとめた結 果 (条例第42条第3項)</p>	(規定なし)
事業所における化学物質の管理に関する規定類の作成及び届出	<p>名称：手順書</p>	<p>名称：化学物質管理方法書</p>	<p>名称：環境配慮書 ・化学物質の適正な管理に 係る事項 ・化学物質の安全性に着目 した環境への影響度の評 価に係る事項</p>	<p>名称：特定化学物質等管理書</p>

主要な都道府県の条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較

(5)

比較項目	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
事業所における化学物質の管理に関する規定類の作成及び届出	<p>作成義務者：「化学物質の使用量等の報告」の欄の対象事業所に該当する者</p> <p>提出義務者：「化学物質の使用量等の報告」の欄の対象事業所に該当する者</p> <p>提出期限：新規該当者 該当することとなった年度の9月末日 変更した者 速やかに</p> <p>(条例第75条第1項及び第2項)</p>	<p>作成義務者：適正管理化学物質取扱事業者</p> <p>提出義務者：適正管理化学物質取扱事業者のうち、従業員数が21人以上で、かつ、いずれかの適正管理化学物質の年間取扱量が100kg以上である者</p> <p>提出期限：作成時 遅滞なく 変更時 遅滞なく</p> <p>(条例第111条第1項及び第2項)</p>	<p>作成義務者：指定事業所の設置の許可及び変更許可を受けようとする者</p> <p>環境配慮書は、許可(変更許可)申請時の添付書類の一つ</p> <p>(設置許可：条例第3条) (環境配慮書の提出：条例第16条)</p>	<p>作成義務者：常時使用する従業員の数が21人以上の特定化学物質等取扱事業所を有している特定化学物質取扱事業者</p> <p>提出義務者：常時使用する従業員の数が21人以上の特定化学物質等取扱事業所を有している特定化学物質取扱事業者</p> <p>提出期限：新規の提出 提出義務者に該当することとなった日から6ヶ月以内 変更の提出 速やかに</p> <p>(条例第69条第1項及び第2項)</p>
事故時の措置	<p>(化学物質に特化した規定はなし)</p> <p>事故時の措置に関する一般的な規定は、条例第109条に有</p>	<p>(化学物質に特化した規定はなし)</p> <p>事故時の措置に関する一般的な規定は、条例第98条に有</p>	<p>(化学物質に特化した規定はなし)</p> <p>事故時の措置に関する一般的な規定は、条例第113条に有</p>	<p>規定内容</p> <p>事故の状況の通報 講じた応急措置の内容等の届出 応急措置を講じるべきことを命令 事故の再発の防止のために必要な措置の勧告</p> <p>(条例第70条第1項～第3項)</p>
事業者による住民に対する情報の提供	<p>対象者：特定化学物質等取扱事業者</p> <p>内容：特定化学物質の管理の状況に関する情報</p> <p>(条例第73条第2項)</p>	<p>対象者：化学物質を製造し、又は販売する者</p> <p>内容：保有している化学物質の性状、取扱方法、代替物質等に関する情報</p> <p>(条例第109条第2項)</p>	<p>対象者：化学物質管理目標を作成した事業者</p> <p>内容：化学物質管理目標及び化学物質管理目標の達成状況に関する情報</p> <p>(条例第41条第4項)</p>	<p>(規定なし)</p>
都道府県による情報の提供	<p>目的：県民の理解を深めるため</p> <p>内容：特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報</p> <p>(条例第72条第3項)</p>	<p>内容：化学物質の性状、取扱方法、代替物質等に関する情報</p> <p>(条例第109条第1項)</p>	<p>目的：事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため</p> <p>内容：事業者向け 化学物質の適正な管理するための情報 県民向け 化学物質の性状並びに管理及び排出の状況に関する情報</p> <p>(条例第41条第1項及び第2項)</p>	<p>目的：事業者が行う化学物質の管理の適正化を促進し、化学物質に関する県民の理解を深めるため</p> <p>内容：化学物質の性状、取扱方法等の化学物質に関する情報</p> <p>(条例第71条)</p>